

平成 23 年 8 月 1 0 日

貿易関係証明申請者の皆様へ

福岡商工会議所

シンガポール向け産地証明（サイン証明）の発行について

原発事故に伴う各国の輸入規制強化の一環として、日本からシンガポールへの食品関係の輸入に際して、日本政府作成の産地証明書が要求されております。このたび農林水産省から、シンガポールでは、日本政府作成の証明書（都道府県が発行）に加えて、指定フォームによる商工会議所の産地証明（サイン証明）でも認められることになった、との連絡がありました。

つきましては、サイン証明による産地証明書の発行について、以下のとおり対応いたしますので、お知らせいたします。

【申請フォームおよび記載例】

別添の申請フォームをご覧ください。

※放射能適合証明書（放射線レベルを証明するもの）は、対象外ですので、[各都道府県の窓口](#)へご相談ください。
福岡県窓口：農林水産部農林水産政策課輸出促進室 TEL092-643-3525

【発行開始日】

平成 23 年 8 月現在～

【農林水産省ホームページ】

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html#singapore

※発給申請される方は別紙の留意事項をご覧ください。

< 本件担当 >

福岡商工会議所 商工振興本部 国際グループ 貿易関係証明担当

TEL : 092-441-1117

FAX : 092-441-1149

留意事項

1. フォーマットについて

必ず、別添のフォーマット（指定様式）をご利用ください。

※フォーマットの指定文言を、不正に加筆・修正した場合等に生じた、現地通関上のトラブル等には責任を負いかねます。

※1 ページ目は記入例。2 ページ目がフォーマットになります。

2. 「サイン証明」について

申請者が書類上に肉筆で自署した署名（サイン）が、商工会議所に登録されている署名と同一であることを証明することにより、その書類が正規に作成されたものであることを間接的に証明するものです。

証明書の内容（商品の産地）そのものを商工会議所が証明しているものではなく、あくまでも申請者が責任を負うことになっております。

よって、「記載内容について福岡商工会議所が保証する」などといった記載がある書面では発給いたしかねます。

3. 申請の際に必要なエビデンスについて

通常のサイン証明と同様の扱いとなります。エビデンス（根拠書類）として、インボイスのご提出をお願いします。

4. 注意事項

1) 商工会議所で対応する証明は「産地証明」のみになります。

「3/11以前に製造された事実の証明」「放射線適合証明」については、都道府県または農林水産省での発行となります。

2) 「サイン証明」の発給には所定の手数料が必要です。手数料は、通常の貿易関係証明の発給手数料と同じ料金です。

3) 商工会議所により対応が困難な場合もございます。その場合は、都道府県の証明書等、他の方法をご検討ください。

以上